

六ヶ所村障がい者活躍推進計画

機関名	六ヶ所村（村長事務部局）
任命権者	六ヶ所村長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
六ヶ所村における障がい者雇用に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率を達成していない状況にあることから、達成に向けた取組の実施 ・障がい者雇用のための職場環境の整備及び遂行できる職務の選定 ・障がい者雇用について職員の理解
目 標	
①採用に関する目標	毎年6月1日時点の法定雇用率達成を目指す。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年度末、人事記録、面談やアンケートなどを活用し、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。
取 組 内 容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がいにより従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合、又は新たに障がい者を採用する場合は、労働局及び関係機関へ相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な面談を行い、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
④その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。